

3月13日からのマスク着用見直しについてのお願い

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴い、3月13日からのマスク着用は「原則個人判断」での対応となります（※）。

政府の方針及び関係通知を踏まえ、市民の皆様への市主催行事・会合への参加や市公共施設の利用に際して、またその他必要な事項について、市民の皆様への「お願い」として、以下のとおりお知らせします。

市民の皆様は、ご自分の健康状態や高齢者等の重症化リスクの度合いに応じ、新型コロナウイルスに限らず季節性インフルエンザ等も含めて、自分が感染しない、周囲の人々に感染させないことに配慮して、マスク着用の必要性を判断して対応していただきますようお願いいたします。

個別の具体的な対応につきましては、各施設等のホームページや行事に関する案内（市ホームページ等）をご覧ください。

（※）新型コロナウイルス（オミクロン株）の病原性が低く、「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある」状態ではないとの判断から、5月8日に感染症法上の位置付けを季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更することが決められています。本来、これに伴いマスク着用の推奨も無くなりますが、円滑な移行のために、マスク着用については国民への周知期間、事業者の準備期間として3月13日から前倒して見直しを行うものです。

【共通的なお願い】

- 1 新型コロナウイルス感染対策に限らず、咳エチケットとしてのマスク着用マナーを守りましょう。
- 2 医療施設や高齢者施設等を除き、原則として「マスク着用」や「マスク外し」を求めることはありませんので、市民の皆様お一人おひとりの判断をお互いに尊重しましょう。
- 3 市内での季節性インフルエンザ等の流行（「流行警報」の発表や学級閉鎖が相次ぐ等）、国・県によるマスク着用の推奨及びその他諸事情により、感染対策として行事主催者や施設管理者から参加者や利用者にマスク着用を求める場合があります。また、咳エチケットの観点から個別にマスク着用を求める場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- 4 従来の3密回避、手指消毒、換気、検温等の基本的な感染防止策は継続して実践しましょう。

【行動区分ごとのお願い】

1 市主催行事・会合への参加

- （1）原則として、主催者側からマスク着用を求めることはありません。

ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク、混雑状態等を考慮して、マスク着用を判断してください。

(2) 感染対策として、必要に応じマスク着用を求めることがあります。

2 市立総合医療センター等の医療施設

通院者・受診者や付添い、来訪者等、施設内で行動する方々はマスクの着用をお願いします。

詳しくは、総合医療センターホームページをご覧ください。

3 高齢者施設等の利用・訪問

利用者や付添い、来訪者等、施設内で行動する方々はマスクの着用をお願いします。

4 学校への通学、訪問、学校行事への参加

(1) 4月1日からは、原則として児童生徒、来訪者、学校行事等への参加者等に学校側からマスク着用を求めることはありません。

学校へ来訪、学校行事へ参加される方等は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク、混雑状態等を考慮して、マスク着用を判断してください。

なお、マスク着用を希望する児童生徒への配慮も必要です。

(2) 感染対策として、必要に応じマスク着用を求めることがあります。

(3) 3月中に行われる卒業式での対応

ア 児童生徒及び教職員は式全体を通じてマスクを外すことを基本とします。

(国家斉唱等の場合を除く)

イ 来賓や保護者の方々につきましては、マスク着用をお願いします。

ウ 詳しくは、それぞれの学校にお問い合わせください。

5 放課後児童クラブの利用、訪問

(1) 4月1日からは、原則として利用者、来訪者等に運営者側からマスク着用を求めることはありません。放課後児童クラブへ来訪される方は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク、混雑状態等を考慮して、マスク着用を判断してください。

(2) 感染対策として、必要に応じマスク着用を求めることがあります。

6 保育施設及び子育て関連施設の利用・訪問、保育施設等行事への参加

(1) 原則として利用者、来訪者、行事参加者等に運営者側からマスク着用を求めるとはなりません(特に2歳未満の幼児に対してはマスクの着用は奨められていません)。

保育施設及び子育て関連施設へ来訪される方、施設行事参加者等は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク、混雑状態等を考慮して、マスク着用を判断し

てください。

(2) 感染対策として、必要に応じマスク着用を求めることがあります。

7 地域行事、自治会活動、防災活動及び見守り活動等の市民活動並びに同好会活動等の実施・参加

(1) 原則として、主催者側から参加者にマスク着用を求めることなく、参加者の自己判断又は各団体内での話し合いによってマスク着用の要否を決めることが基本です。

(2) 自己判断の場合、参加者は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク、混雑状態等を考慮して、マスク着用を判断してください。

(3) 室内での高齢者のみの行事・会合の場合等は、重症化リスク等を考慮し主催者側の判断で必要に応じマスク着用を求めることは認められます。

8 公共交通機関の利用

(1) 一般の公共交通機関の利用

ア 混雑した電車・バスに乗車するときはマスクの着用が望まれます。事業者がマスク着用を求める場合は、ご理解とご協力をお願いします。

イ 概ね全員が乗車できる新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等への乗車ではマスクの着用は求められません。乗車する場合は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク等を考慮して、マスク着用を判断してください。

(2) 市の通学・通園バス、市保有バスの利用

ア ほとんどの利用者が座席に着席している場合は、マスク着用は求められません。

乗車する場合は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク等を考慮して、マスク着用を判断してください。

イ 車内が混雑している場合等、感染対策として乗務員がマスク着用を求める場合は、ご理解とご協力をお願いします。

9 感染リスクが高い場合の対応

(1) 症状がある方、新型コロナウイルスの検査結果が陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、外出を控えるものとし、やむを得ず外出する場合は、人混みを避けマスクを着用することが望まれます。

(2) 高齢者や基礎疾患がある人等、重症化リスクの高い人が混雑した場所へ行く場合もマスク着用が望まれます。

10 その他

(1) 市公共施設の市民対応窓口での感染対策としてのアクリル板やビニール仕切りについて

3月13日からのマスク着用推奨の見直しに伴い、窓口での円滑なコミュニケ

ーション環境の確保、室内の空気の流れを確保し換気効果を高める観点で、各窓口での対応頻度等を考慮しつつ、逐次アクリル板等を撤去してまいります。

利用者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- (2) 現在各公共施設の玄関や対応窓口等に掲示しているマスク着用に関するお知らせにつきましても、3月13日からマスク着用を見直す旨（原則個人判断）掲示内容を変更します。